

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和5年5月18日 15時30分ごろ
発生場所	静岡県沼津市沼津港南方沖 沼津港航路導流堤灯台から真方位192°810m付近 (概位 北緯35°04.3′ 東経138°50.9′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、浸水した。
事故調査の経過	令和5年6月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.8m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣りの目的で、沼津港南方沖を南西進中、操縦者が船尾部でクーラーボックスの上に座り、船尾部の乾舷が小さくなった状態で操縦していたところ、船首方からの波を受けて海水が船尾部の船縁を越えて船内に浸水した。</p> <p>本船は、船尾部に滞留した海水を操縦者がバケツで排水していたところ、更に船首方から波を受けて同海水が船尾部の船縁を越え、すぐに水かさが増して水船状態となった。</p> <p>操縦者は、119番通報し、来援した消防署の船舶により救助され、本船は沼津市牛臥海岸に陸揚げされた。</p> <p>操縦者は、出航前に気象及び海象を確認していたが、波が高かったため、航行を中止していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船の乾舷は、本事故当時、船首約30cm、船尾約20cmであった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、波高約1mの波を船首方から受ける状況下、南西進中、操縦者が船尾部でクーラーボックスの上に座り、船尾部の乾舷が小さい状態で航行したことから、海水が船尾部の船縁を越えて船内に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波高約1mの波を船首方から受ける状況下、南西進中、操縦者が船尾部でクーラーボックスの上に座り、船尾部の乾舷が小さい状態で航行したため、海水が船尾部の船縁を越えて船内に

	浸水したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が小さく、浸水しやすいことを考慮し、出航前に気象及び海象を調べて波が高くなると予想される場合、出航を中止すること。